

高 福 第 2 9 3 号
平成 2 7 年 6 月 1 1 日

各介護保険施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
江 森 光 芳（公印省略）

介護保険施設・事業所における個人情報の適切な管理について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日ごろ御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今般、日本年金機構において、氏名や基礎年金番号など約 1 2 5 万件の個人情報漏えいする事件が発生しました。

I T 機器の普及により業務の利便性が高まる一方、ウイルス感染や環境設定のミス等による情報漏えいのリスクも拡大しています。

つきましては、各施設・事業所におかれては、紙データの取扱いも含め、下記を参考に、改めて個人情報の適切な管理を徹底してくださるようお願いいたします。

記

1 個人情報の適切な管理について

電子データ、紙データの性質に応じ、適切な管理のために必要な措置を講じてください。

【適切な管理のために必要な措置の例】

・ 物理的保護措置

保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備などの物理的な措置

・ 技術的保護措置

コンピュータのセキュリティに関する技術的な措置

・ 組織的保護措置

職員に対する教育・研修の実施、安全管理者の設置等、管理体制の整備などの組織的な措置

2 特に注意されたい点

- (1) インターネット環境のセキュリティを構築すると共に、不審な電子メールは開かないようにする。
- (2) パソコンはワイヤーで繋ぐなど、盗難されないような対策を講じる。
- (3) インターネットを活用し、従業員間で個人情報を共有する場合は、第三者が閲覧できない設定となっているか十分確認する。
- (4) 業務上の必要性により、個人情報（USB等の媒体も含む）を施設・事業所から持ち出す場合は、最低限必要な情報にとどめる。また、持ち出しに当たっては上司の承認を得るなど手続をルール化し、持ち帰ったことの確認も確実にを行う。
- (5) 個人情報を持ち出した場合は必ず携行する。（一時的であっても自動車内に置いたりしない。）

担当 施設・事業者指導担当

電話 048-830-3254